

平成30年五所川原市教育委員会第7回定例会会議録

五所川原市教育委員会

平成30年五所川原市教育委員会第7回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第19号	平成30年7月20日	平成30年度五所川原市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について	平成30年7月20日	継続審査
議案第20号	平成30年7月20日	五所川原市学校林運営委員会委員の決定について	平成30年7月20日	同意

平成30年五所川原市教育委員会第7回定例会会議録

日時：平成30年7月20日（金） 午後1時30分開会

場所：五所川原市本庁舎 3階 委員会室

◎議事日程

第 1 開会

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 会期の決定

第 4 前回会議録の承認（第6回定例会）

第 5 教育長の報告

第 6 付議案件

1 議案第19号 平成30年度五所川原市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

2 議案第20号 五所川原市学校林運営委員会委員の決定について

第 7 その他

◎出席教育長及び委員（４名）

教育長	長 尾 孝 紀
1 番	丁子谷 悟 委員
2 番	木 村 吉 幸 委員
4 番	奈 良 陽 子 委員

◎欠席した委員（１名）

3 番	三 瀨 洋 生 委員
-----	------------

◎説明のため出席した職員（１０名）

教育部長	小 林 耕 正
教育総務課	課長 川 浪 生 郎
社会教育課	課長 大 沢 丈 徳
スポーツ振興課	課長 近 藤 達 也
指導課	課長 吉 田 英 人
学校給食センター	所長 中 谷 吉 範
図書館	館長 夏 坂 泰 寛
教育総務課	施設係長 中 川 智 淑
教育総務課	専任員 小山内 秀 峰

◎職務のため出席した職員（１名）

教育総務課	課長補佐 古 川 憲
-------	------------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が３名、定足数に達しております。これより平成３０年五所川原市教育委員会第７回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第2、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。1番 丁子谷委員、2番 木村委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第3、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（第6回定例会）

○教育長

日程第4、前回の会議録の承認についてであります。ご異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議がないようですので、第6回定例会の会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

最初に、6月28日、29日の2日間にわたって実施しました教育委員による前期学校訪問についてお話しします。この訪問の

主なねらいは、各学校の校長先生方からは学校経営について、教頭からは学校の教育課題解決に向けた取り組みについて、教務主任からは市教委が主導している「五所川原市確かな学力向上プロジェクト」の取り組み状況について説明を受け、各学校の現状と当面する課題を把握すると共に、教育委員会としての考え方を周知することにあります。

説明後、校内一巡して児童の授業の様子を確認し、教育委員との質疑応答、最後に私からの総括という流れで進めたところ、訪問した小学校6校全ての学校において、落ち着いた雰囲気での学習に取り組んでおりました。中には特別に支援を要する児童もおり、学校によっては一学級に複数名いるところもありました。国からインクルーシブ教育の推進を示されていることから、今後の課題として捉えていく必要があると考えております。訪問の様子については、私の方から指導課へ報告しておりますが、委員の方々からも何かありましたら指導課へお知らせ下さい。なお、今回訪問していない学校については、10月頃の訪問を予定しております。

次に、教科用図書採択協議会についてお知らせいたします。委員皆さんもご存じのように、平成30年度から小学校の道徳が「特別の教科道徳」となり、昨年採択された教科書が既に4月から使用されております。来年度は、中学校で「特別の教科道徳」の教科書の使用が始まることから、今年度は西北地区の教育委員会において、教育長等で構成する採択協議会を組織し、使用する教科書について調査研究を進めてまいりました。先日、第2回協議会を開催し協議会としての採択が決定しましたが、五所川原市教育委員会としての採択も必要となります。後ほど担当課から詳しく報告及び説明がありますので宜しくお願いいたします。

私からは以上です。

◎付議案件

○教育長

それでは日程第6、付議案件に入ります。

議案第19号「平成30年度五所川原市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」は、担当部署ごとに、これまでと内容が大きく変わった事業や、アドバイザー会議で指摘を受けた箇所を中心に説明してもらい、その後に委員の皆様からご質問等をいただく形式で審議を進めていきます。

資料の目次をご覧下さい。前半・後半に分けて実施します。前半として「1 学校教育行政について」から、「6 国指定重要文化財（建造物）について」、ここまでを教育総務課から順番に説明をしていきますので、説明をお願いします。

○教育総務課長

アドバイザー会議（6月25日）の開催状況、「点検・評価にあたって」、「1 学校教育行政について」議案書を基に説明する。

○指導課長

「2 学校教育指導について」報告書を基に説明する。

○社会教育課長

「3 社会教育行政について」、「4 青少年対策行政について」、「5 文化行政について」、「6 国指定重要文化財（建造物）について」報告書を基に説明する。

○教育長

只今の教育総務課、指導課、社会教育課からの説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

○奈良委員

P 3 学校施設の計画的な改修にあります、「個別施設計画」は各学校ごとに策定しているのですか。

○教育総務課長

17校ある学校ごとに、10年から30年くらいの中長期的なスパンで施設の改修等を計画的に実施するために定めるものがあります。本計画を策定し、傷みや老朽化が進んでいる学校の改修を優先的に実施していきたいと考えております。市では学校のみならず、さまざまな施設を有しておりますので、所管部署において各々の施設を維持管理していくために、改修等のおおよその計画を策定し長寿命化を図っておりますが、小規模の修繕や緊急性の高いものについては随時対応していくものであります。

○木村委員

P 4 ICT教育環境の整備にあります、ICT支援員は外注しているのですか。

○教育総務課長

直接雇用ではなく、受託業者から派遣されてきております。もちろん直接雇用する方法もありますが、学校現場の実情を理解し、なおかつICT機器にも精通している人材を見つけることは非常に難しいことから、ICT支援員を派遣してもらっております。

○木村委員

P 3 4 文化財の保存・整備にあります、ホロムイイチゴの保存管理ですが、市直轄で管理しているのですか。

○社会教育課長

これまでは浮き島を守る会で管理しておりましたが、現在は社会教育課文化係が担当しております。

○木村委員

P 4 1 斜陽館の過去5年間の入館者数が減少していますが、その原因と今後の対策はどのようになっていますか。

○社会教育課長

入館者減少の具体的な原因はわかっておりません。今後の対策として、来年度は太宰治生誕110年を迎え、関連したイベントが開催されるため入館者数が増加すると考えておりますが、それ以降の対策が課題となっております。また、指定管理者側にも対策を求めていますがおりますが、難しいのが現状であります。それから、平成27年度までは入館料のみでの運営ができておりましたが、平成28年度からは市の指定管理料からも運営費に充てざるを得なくなり、今後はさらに運営が厳しい状況になることが考えられるため、指定管理者側でも人件費を減らすなど対応に苦慮しているところであります。

○教育長

ここ数年、厳しい運営が続いているなかで、生誕110周年イベント終了後は確実に入館者数が減少すると見込まれますので、教育委員会として今後のあり方について判断する時期に来たのかもしれない。

○教育部長

斜陽館の入館者数の減少は、東日本大震災の影響があることが考えられます。そのことは立佞武多の館の入館者数も相当落ち込んだという実績からも推測できるものであります。しかし、指定管理事業を実施する上で、集客問題への効果的な対策が打たれていないことが現実であります。斜陽館は教育委員会の所管になるため文化施設としての扱いになりますが、実際には集客のための観光施設であることは明らかでありますので、現状からすると事業の組み立てが弱いと感じており、これまで通り文化施設として捉え、指定管理させるだけで入館者数を増加させることは無理があると考えております。今後は、三味線会館も含めた斜陽館の経営手法を変換していき、教育委員会だけではなく他部局とも協議を重ね上で、集客に向けた仕掛け方を検討していきたいと考えております。

○教育長

立佞武多の館など他施設との連携は十分取れているものでしょうか。

○教育部長

共通入館券を発行するなど連携はしております。しかし、観光客に対する考え方が部署により異なっており、市の施設ということだけで一括りに考えることは難しいのではないかと考えられます。

○丁子谷委員

P 1 4 ・ 1 5 生徒指導の充実にあります、スクールカウンセラーの派遣及び適応指導教室の設置についてですが、それぞれの指導員の人数はどのくらいなのでしょう。人数を掲載することにより一人に対応する件数が把握でき、指導員の多忙さが理解されやすくなるため、人員について掲載するようお願いします。

それから、P 1 7 体育・健康教育の充実にあります、子供たちの体力向上に向けた取組状況の把握についてですが、どのような取組がされたのかわからないため、具体的に表示するようお願いします。

○指導課長

訂正いたします。

○丁子谷委員

P 3 7 芸術文化活動の促進と育成支援にあります、太宰治生誕祭の実施について、金木高等学校生徒2名と記載されておりますが、正確には金木高等学校生徒1名及び金木高等学校市浦分校生徒1名となりますので、訂正をお願いします。

○社会教育課長

訂正いたします。

○教育長

このほか、何か質問等はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、後半として「7 芸術文化施設の運営について」から「12 学校給食センターの運営について」までを、順に説明をお願いします。

○社会教育課長

「7 芸術文化施設の運営について」報告書を基に説明する。

○スポーツ振興課長

「8 体育行政について」、「9 走れメロスマラソンについて」報告書を基に説明する。

○社会教育課長

「10 公民館の運営について」報告書を基に説明する。

○図書館長

「11 図書館の運営について」報告書を基に説明する。

○学校給食センター所長

「12 学校給食センターの運営について」報告書を基に説明する。

○教育長

只今の社会総務課、スポーツ振興課、図書館、学校給食センターからの説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

○奈良委員

P 4 9 施設管理と多目的利用にあります、漆川体育館の利用者についてですが、主にどのような方が利用しているのでしょうか。

○スポーツ振興課長

主に五所川原第一中学校のバレー部で利用しておりますが、それ以外に一般の方も利用しております。

○丁子谷委員

P 5 6 マラソン大会の充実強化にあります、実績・大会運営方法等の検討について、文末に「収容バスの台数が1台では不足であることが判明した。」と分析していますが、今後の取組欄にその対策を記載しておかないと次に活かされませんので、対策について記載するよう検討をお願いします。

○スポーツ振興課長
検討いたします。

○教育長
このほか、何か質問等はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長
ないようですが、何点かご指摘を受けたところがございますので、本案件については継続審査とし、次回定例会において審議いたします。
それでは次に、議案第20号「五所川原市学校林運営委員会委員の決定について」、担当より説明をお願いします。

○教育総務課長
議案第20号「五所川原市学校林運営委員会委員の決定について」、議案書を基に説明する。

○教育長
只今の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。

○丁子谷委員
津軽森林管理署金木支署だけで、市浦地区を把握できているのでしょうか。

○小山内専任員
市浦地区にも森林事務所があり職員が一人おりますので、対応できていると思います。

○教育長
伐期を迎えるものについて、伐採しないということできるのでしょうか。

○小山内専任員

契約上、伐採しないということではできません。70年で伐期を迎えるものを最高80年までは延長できますが、その10年間で間伐するなど手を入れて管理していくことは必要になってきます。

○教育総務課長

金木地区の学校林は国有地にあり活用していますが、樹木については販売することも考えられますので、その際には学校と国が8対2の分収割合で販売収益を分けると契約しております。伐採後は国有林ですので、基本的には国が植樹していきますが、その後も学校林として活用していくのであれば、利用者側で植樹しなければなりません。

○教育長

そのほか、ご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、議案第20号「五所川原市学校林運営委員会委員の決定について」、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第20号は、原案のとおり同意することに決しました。

それでは次に、議案第21号「平成30年度使用教科用図書の採択について」となりますが、本議案は外部からの影響を受けることがないよう静ひつな審議環境を確保する必要があるため、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、本件について公開しないこととい

たします。

本件関係者以外は、本件が終了するまで、退出くださるようお願いいたします。

(関係者以外退出) 午後3時1分

～ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により公開しないこととした部分については五所川原市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により会議録を別に作成する ～

(退出者の入場) 午後3時11分

○教育長

その他に何かございますでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、これを持ちまして平成30年五所川原市教育委員会第6回定例会を閉会いたします。

午後3時13分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年7月20日

五所川原市教育委員会教育長

長 尾 孝 紀

五所川原市教育委員会委員 1番

丁 子 谷 悟

五所川原市教育委員会委員 2番

木 村 吉 幸

会議の書記 教育総務課長

川 浪 生 郎